



volo volo tsu-shin

ぼらぼら通信

令和8年春号

発行：座間市社会福祉協議会ボランティアセンター

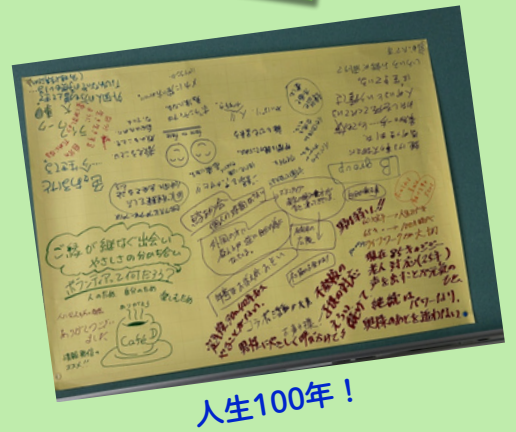
「ボランティアのつどい」報告！

2月23日にサニープレイス座間にて「ボランティアのつどい」が開催されました。51名の参加があり、ワールドカフェでの意見交換が実施されました。

ワールドカフェでは、9つのテーブルに分かれ、2025年度のボランティア活動で楽しかったことやチャレンジしたことなどを振り返り、みなさん忌憚なく模造紙に意見を書き出しました。

そのなかでも「楽しい」「ありがとう」などの感情的充足の意見や「生きがい」「健康づくり」などの人生100年時代を思わせる意見が印象的でした。

また、各テーブルで出た意見をカフェマスターにて総括いただき、ボランティア仲間を増やすためのヒントに繋げていただきました。



最高の栄養
ドリンク

ご縁が繋がる
出会い

好きが一番！

ありがとうが嬉しい



集まるの楽しい

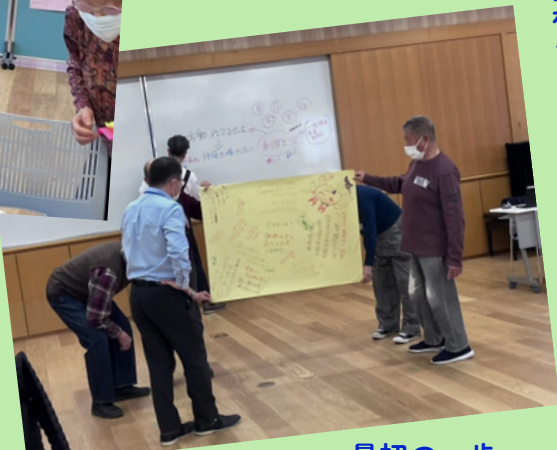
たのしい世界が
待っていますよ

100歳まで頑張れる



眠ってるパワーを
目覚めさせる

年齢は関係なし。
やろうと思ったらGo!



ボランティアをライフワークに！

お帰りなさい。これからも楽しくボラを！

最初の一步

ボランティア活動保険の 更新の時期となりました！

本制度はボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人となり、ボランティア個人を被保険者として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

補償期間（保険期間）は、4月1日から翌年3月31日まで。年度の途中から加入された場合は、加入申し込み手続き完了日の翌日から令和9年3月31日までとなります。

2種類のプランがあります

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
保険料 (1名あたり)	350円	500円
地震・噴火・津波によるケガ	×	○

加入手続きは、
ボランティアセンターで
できるっぴい！



対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動が対象となります。

- ◆団体の会則に則り企画、立案された活動であること（団体が社協に登録されていることが必要です。）
- ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
- ◆社協に委嘱された活動であること
※災害ボランティア活動の場合は、被災地の災害ボランティアセンターから委嘱された活動であることが必要です。

例えばこんなとき・・・



ケガ

ボランティア活動中に転んでケガをして通院した場合など



食中毒

活動中に食べたお弁当で自身が食中毒になって入院した場合など



被災地でボランティア活動される方へ

災害ボランティア活動する場合、ボランティア活動保険の加入確認を求められます。出発の前に最寄りの社協で加入手続きをすませ、被災地に向かう際には証明書を持参してください。



LINEで友達募集中！

ざまっぴい

座間市社会福祉協議会
マスコットキャラクター



LINE友達登録

社会福祉法人座間市社会福祉協議会
ボランティアセンター
〒252-0021 座間市緑ヶ丘1-2-1
電話:046-266-2002 FAX:046-266-2009
メール:vc2002@zamashakyo.jp